

1 個人所得課税・資産課税

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(案)

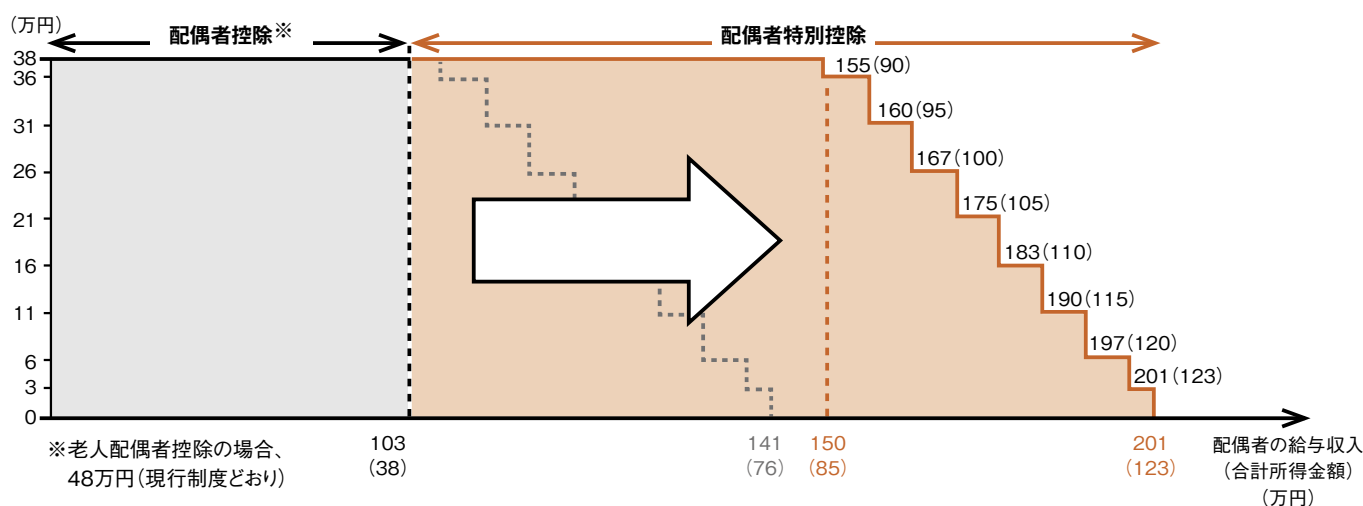
働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行います。

※平成30年分以後の所得税について適用します。

① 納税者本人の受ける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を、150万円に引き上げます(現行の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円)。

(例) 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)



② 納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限を設けることとし、給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)を超える場合には以下の表のとおり控除額が逡減・消失する仕組みとします。

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

(2)「積立NISA」の創設(案)

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「積立NISA」を新たに創設します(現行NISAと同様、口座内で生じた配当及び譲渡益について非課税)。

	積立NISA	いずれかを選択	現行NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円 (平成26・27年は100万円)
非課税期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	20年間 (平成30年～平成49年)		10年間 (平成26年～平成35年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した <u>一定の公募等株式投資信託</u>		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、 <u>定期かつ継続的な方法</u> で投資		制限なし

(3)事業承継税制の見直し(案)

中小企業経営者の高齢化の進行等を踏まえ、早期かつ計画的な事業承継の更なる促進のため、非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度(事業承継税制)を更に使いやすくするための見直しを行います。

※平成29年1月1日以後の相続又は贈与について適用します。

〈具体例〉

1 災害時等の雇用確保要件^(注)等の緩和

①災害による資産の被害が大きい会社、②従業員の多くが属する事業所が被災した会社、③災害や主要取引先の倒産等により売上高が大幅に減少した一定の会社について、雇用確保要件等を緩和します。

(注)雇用確保要件とは、経営承継期間(5年間)平均で、贈与又は相続開始時の常時使用従業員数の8割以上を確保することをいいます。

2 雇用確保要件の計算方法の見直し

従業員が少ない小規模事業者に配慮し、維持すべき従業員数〔贈与时等の従業員数×80%〕の計算上、端数を切り捨てることとします。

3 相続時精算課税制度との併用を可能に

贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等について、相続時精算課税制度の適用を可能とし、生前贈与を行いやすくします。

(4) 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し(案)

一時的に日本に住所を有する(注)外国人(外国人駐在者)同士の相続等については、国外財産を課税対象にしないこととします。このことは、高度外国人材等の受入れの促進にもつながります。

また、租税回避を抑制するため、相続人等又は被相続人等が10年以内に国内に住所を有する日本人の場合は、国内及び国外双方の財産を課税対象とします。

(注)「一時的に日本に住所を有する」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格を有し、過去15年以内において日本国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であることをいいます。

※平成29年4月1日以後の相続又は贈与について適用します。

〈具体例〉

次のような場合には、国外財産(本国の自宅等)には課税しないこととし、課税対象を国内財産のみに限定します。

- ・家族で日本にいる外国人駐在者が死亡し、その家族が相続等した場合
- ・日本にいる外国人駐在者が死亡し、本国の家族が相続等した場合
- ・日本にいる外国人駐在者の親が本国で死亡し、その外国人駐在者が相続等した場合

参考▶▶ 地方税における居住用超高層建築物に係る課税の見直し(案)

居住用超高層建築物(いわゆる「タワーマンション」)に係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直します。

※平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物(平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。)について適用します。

参考▶▶ 地方税における償却資産に係る固定資産税の特例措置の対象追加(案)

平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加します。